

# 離職した介護人材の再就職準備金 貸付申請の手引き

貸付決定まで大切に保管してください

平成28年10月

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

《 目 次 》

I. 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の内容	……	1 P
II. 貸付申請手続きと貸付決定について	……	7 P
III. 返還債務の免除について	……	10 P
IV. 返還について	……	12 P
V. 北海道福祉人材センター・バンクの求職登録について	……	13 P
VI. 様式集	……	14 P

# I. 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の内容

## 1. 貸付事業の目的

本貸付事業は、北海道内における福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とするものです。

## 2. 貸付事業の概要

介護職としての一定の知識及び経験を有する方に対し、再就職準備資金（以下「離職介護人材再就職準備金」）を貸し付けます。

## 3. 実施主体

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会（以下「道社協」）

## 4. 申請できる方

北海道内市町村に住民登録し、次の（１）から（４）の基準の全てを満たす方。

- （１）介護職員等（この貸付制度では、介護職員処遇改善加算の算定要件となっている職種を指します。）<sup>[注1]</sup>としての実務経験を1年以上<sup>[注2]</sup>有する方。

[注1] 詳しくは5ページを参照してください。ここでは、過去に勤務していた事業所又は施設が実際に介護職員処遇改善加算を取得していたかは問いません。

[注2] 1年以上とは、「雇用期間が通算365日以上」かつ「介護等の業務に従事した期間（日数）が180日以上」を指します。（複数事業所又は施設の実務経験合算も可。）

- （２）介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する方。

### ①介護福祉士

②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した方

③介護職員初任者研修を修了した方（介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修（ホームヘルパー）1級課程、2級課程を修了した方を含む。）

- （３）北海道内の介護職員処遇改善加算を算定している事業所又は施設に、平成28年4月1日以降に介護職員等として再就職（週20時間以上勤務）した方。<sup>[注3]</sup>

なお、直近の介護職員等の離職理由が自己都合の場合は、上記の再就職に転居が伴う方又は直近の介護職員等の離職から再就職する日まで90日以上経過する方のみが対象となります。

[注3] 詳しくは5ページを参照してください。ここでは、再就職先の事業所又は施設が実際に介護職員処遇改善加算を取得している必要があります。

- （４）直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職する日までの間（前日まで）に、予め、北海道福祉人材センター又は福祉人材バンクに氏名及び住所等の届出又は登録<sup>[注4]</sup>を行い、かつ、別に定める様式により申請した方。

[注4] 平成29年から、離職した介護人材の方が各都道府県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出を行う制度が開始される見込みです。この制度が開始されるまでの間は、北海道福祉人材センター又は福祉人材バンクに予め求職登録していることを条件とします。北海道福祉人材センター又は福祉人材バンクへの求職登録の手続きについては13ページをご覧ください。

## 5. 貸付金について（詳しくは6ページを参照してください）

(1) 200,000円（上限額／千円未満切り捨て／1人1回限りの貸付け）

※無利子ですが、返還期限を過ぎると延滞利子が発生します。

(2) 介護職員等として再就職する際に必要となる経費に充当するものとして貸し付けます。

## 6. 貸付申請について（詳しくは7ページを参照してください）

申請書の外、必要書類を道社協まで提出いただきます。提出書類をもって道社協にて書類審査を行い決定します。

## 7. 連帯保証人について（詳しくは8ページを参照してください）

連帯保証人を立てなければなりません。

## 8. 返還債務の免除について（詳しくは10～11ページを参照してください）

貸付金を受けた方（以下「借受者」）が、貸付の対象となる介護職員等としての就労（再就職の勤務開始）の日から、道内で2年間<sup>[注5]</sup>の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したときなど、一定の要件に該当することで貸付金の返還債務を免除します。

[注5] 2年間とは、「在職期間が通算730日以上」であり、かつ、「業務に従事した期間（日数）が360日以上」を指します。なお、ホームヘルパー等の業務に従事した方に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとします。

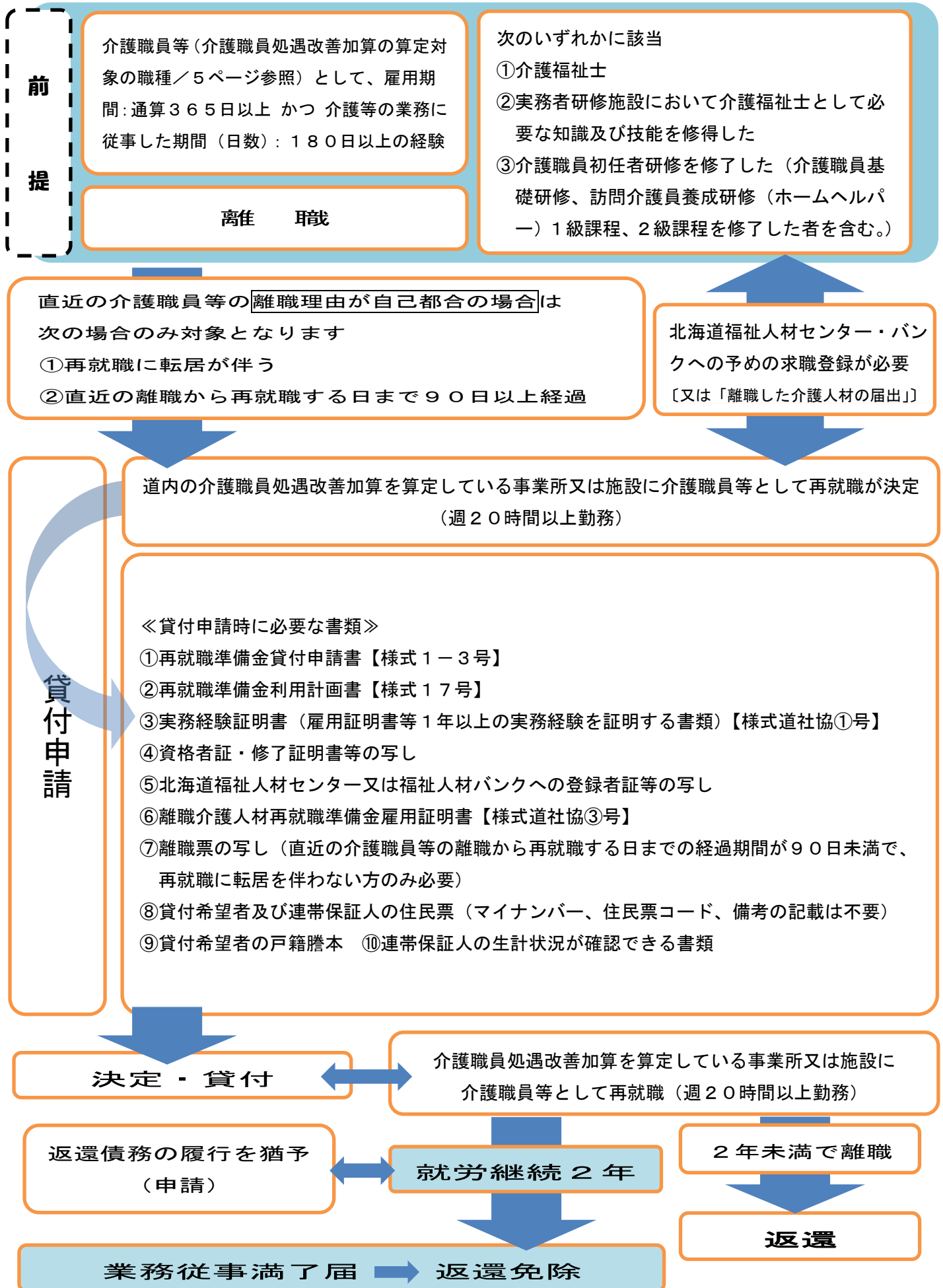
## 9. 返還について（詳しくは12ページを参照してください）

資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至り道社協が貸付契約を解除したときなど、一定の状況に該当する場合には貸付金を返還いただきます。

## 10. 延滞利子について

貸付金の返還が生じ返還期限までに返還できなかった場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5%の割合で計算した延滞利子を徴収します。（特別の事情があると認めるときは延滞利子の全部又は一部が免除されることがあります。）

《 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 貸付等の流れ 》



《 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の対象【早見表】 》

介護職員等（5ページに記載の事業所又は施設の介護職員等を指します）を離職し、以下の全てを満たす方が対象

道内市町村に住民登録している

プラス

介護職員等としての実務経験を1年以上有し、離職した  
【雇用期間：通算365日以上  
かつ 介護等の業務に従事した期間（日数）：180日以上】

1年以上の実務経験の証明が必要（様式道社協①号）

プラス

介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する

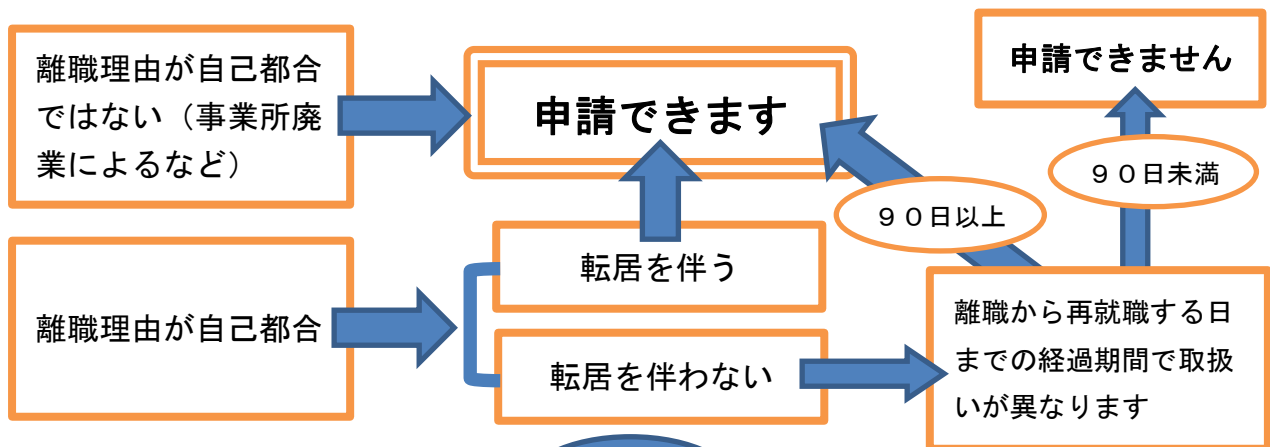
- ①介護福祉士
- ②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した
- ③介護職員初任者研修を修了した（介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修（ホームヘルパー）1級課程、2級課程を修了した者を含む。）

プラス

介護職員等として再就職する前日までに予め北海道福祉人材センター・バンクに求職登録  
※福祉人材センターへの「離職した介護人材の届出制度」開始後はこの届出でも可

プラス

平成28年4月1日以降に、道内の事業所又は施設に介護職員等として再就職した（週20時間以上勤務）  
※ただし、直近の介護職員等の離職理由により次のとおり取扱いが異なります



プラス

連帯保証人が必要

- ①独立の生計を営む成年者
- ②貸付希望者が未成年である場合は法定代理人

## 《対象となる介護職員等の範囲》

下記加算の算定対象となっているサービスの介護職員等が対象です。

○貸付けにあたり、下記の対象範囲の介護職員等の実務経験を1年以上有することが必要です。《勤めていた事業所が下記加算を取得していたかは問いません》

【雇用期間：通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間(日数)：180日以上】

○貸付けにあたり、下記の対象範囲の介護職員等として道内において再就職することが必要です。《勤める事業所が実際に下記の加算を取得していることが必要です》

### 介護職員処遇改善加算 算定対象サービス（サービス区分）

（平成28年4月1日改正後）

- ・（介護予防）訪問介護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・（介護予防）訪問入浴介護
- ・（介護予防）通所リハビリテーション
- ・（介護予防）通所介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）認知症対応型通所介護
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・ 複合型サービス
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護福祉施設サービス
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設
- ・（介護予防）短期入所生活介護
- ・ 介護保健施設サービス
- ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）
- ・ 介護療養施設サービス
- ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））

#### 【参考】加算算定非対象サービス

- ・（介護予防）訪問看護
- ・（介護予防）福祉用具貸与
- ・（介護予防）居宅療養管理指導
- ・（介護予防）訪問リハビリテーション
- ・ 特定（介護予防）福祉用具販売
- ・ 居宅介護支援・介護予防支援



## 《 貸付金について 》

### 1. 貸付金について

この貸付金は、介護職員等として、再就職する際に必要となる経費に充当するものとして貸し付けるものです。

- (1) 介護職員等としての業務従事を2年間継続すると返還が免除されます。これまでの間は、申請することにより返還が猶予されることとなります。(詳しくは10ページを参照してください。)
- (2) 貸付金は無利子です。(ただし、返還期限を過ぎると延滞利子が発生します。) また、貸付けは1人当たり1回限りとします。

### 2. 貸付額について

貸付額は以下のとおりです。

- (1) 200,000円(上限額)と貸付希望者が申請した額とを比較して、いずれか少ない方の額。ただし、1,000円未満は切り捨てとします。

### 3. 貸付金の使途等について

貸付金の使途等は、次のとおりです。

- (1) 介護職員等として、再就職する際に必要となる次の経費に充当するものに限り  
ます。

- ①子どもの預け先を探す際の活動費
- ②介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費
- ③介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥その他、再就職する際に必要となる経費として適当と認められる経費

- (2) 申請する際に、再就職準備金利用計画書【様式17号】において、借入の目的(使途)と金額を明らかにしていただきます。

なお、貸付決定後に貸付金の利用計画について虚偽の内容が発見された場合には、貸付契約が解除となり貸付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

- (3) 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。



## Ⅱ. 貸付申請手続きと貸付決定について

### 1. 貸付申請の方法

貸付申請にあたっては、次の必要書類を道社協まで提出いただきます。**(郵送の場合は、「簡易書留」でお送りください。)**

道社協は、提出書類をもって貸付けの可否を審査します。不明の点がある場合などは貸付希望者に問い合わせや下記書類以外に追加書類の提出を求める場合もあります。

なお、貸付決定額が年間の予算額上限に達した場合は、申請をお断りすることがありますので予めご承知おきください。

#### (1) 貸付申請時に必要な書類

- ①再就職準備金貸付申請書【様式1-3号】
- ②再就職準備金利用計画書【様式17号】
- ③離職介護人材再就職準備金に係る実務経験証明書（1年以上の実務経験を証明する書類）【様式道社協①号】
- ④資格者証・修了証明書等の写し
- ⑤北海道福祉人材センター又は福祉人材バンクへの登録者証等の写し
- ⑥離職介護人材再就職準備金雇用証明書【様式道社協③号】
- ⑦離職票の写し（直近の介護職員等の離職から再就職する日までの経過期間が90日未満で、再就職に転居を伴わない方のみ必要）
- ⑧貸付希望者及び連帯保証人の住民票（マイナンバー、住民票コード、備考の記載は不要）
- ⑨貸付希望者の戸籍謄本
- ⑩連帯保証人の生計状況が確認できる書類

#### (2) 貸付申請書類についての留意事項

- ①再就職準備金貸付申請書【様式1-3号】について、直近の介護職員等の離職理由が自己都合で、離職から再就職する日まで90日未満だが、再就職に伴い転居するので申請対象になるという方について、貸付申請後に転居予定の場合は、貸付希望者の連絡先記載欄に申請時の住所に加えて、転居予定の住所を記載してください。（転居先が確定している方のみ対象。）
- ②上記①の方で申請後に転居した方は、貸付決定後に氏名（住所）変更の届けが必要となります。

### 2. 実務経験証明書について

介護職員等としての実務経験を1年以上有することの証明が必要となりますので、過去に勤務していた事業所又は施設に「離職介護人材再就職準備金に係る実務経験証明書」【様式道社協①号】を発行してもらう必要があります。実務経験証明書は貸付希望者が事業所又は施設に発行を依頼してください。（証明書様式、返信用封筒等を各自でご用意のうえご依頼ください。）

- (1) 事業所又は施設への依頼にあたり、巻末（VI. 様式集「その他」）の協力依頼文

書、事業概要（依頼用）をご活用ください。

- (2) 複数の事業所の実務経験を合算して1年以上とすることも可能です。
- (3) 事業所又は施設開所前の開設準備期間等における雇用の期間は実務経験に算定できません。
- (4) 業務に従事した期間（日数）の計算において1日の勤務時間は問いません。勤務時間が短い場合も1日として計算されます。また、夜勤の勤務時間が17時～10時（仮定）の場合は、1日の従事日数として計算されます。
- (5) 同時期に複数事業所に勤務し、実務経験証明時期が重なる場合は、「離職介護人材再就職準備金従事日数内訳証明書」【様式道社協②号】を提出してください。
- (6) 雇用期間の計算においては、同時期に複数の事業所に勤務していた場合、重複する雇用期間は一つの期間として算定されます。（重複するそれぞれの雇用期間を合算して算定することはできません。）
- (7) 業務に従事した期間（日数）の計算においては、同時期の複数の事業所に勤務し、同じ日の午前と午後で別の事業所で働いた場合でも、1日の実務日数として算定されます。
- (8) 勤務していた事業所が廃業している場合は次のとおりの取扱いとします。次の取扱いによっても証明が困難な場合は道社協にご相談ください。
  - ①当時の理事長や施設長、事務長等の事業所を代表する方や破産管財人などが、あなたの勤めていた時の勤務実績を確認できる書類（雇用契約書、出勤簿、勤務記録等）を保有し、その実務経験を証明できる場合には、その方（個人）に実務経験証明書を発行していただいても構いません。（証明印は証明者の個人印で可。）
  - ②ただし、その場合には、証明者の立場の確認のため、次の書類を添付していただく必要があります。
    - ア）事業所の開業日及び廃業日がわかる書類
    - イ）実務経験証明書証明者が当該事業所に所属していたことがわかる書類（公的機関に提出し収受された事業所開設届や廃止届、職員機構図、職員名簿の写し等）
- (9) 貸付希望者が事業所又は施設の代表者であり、介護職員等を兼務していた場合などの実務経験証明については、自己証明は可能ですが、実務経験証明書の他に、貸付希望者が代表者であることを公的に証明できる書類（公的機関に提出し収受された事業所開設届の写し等）を添付してください。

### 3. 連帯保証人について

貸付希望者は、連帯保証人を立てなければなりません。

- (1) 連帯保証人は下記の方でなければなりません。
  - ①連帯保証人は、独立の生計を営む成年者
  - ②貸付希望者が未成年者である場合の連帯保証人は、法定代理人
- (2) 道社協は、連帯保証人について債務負担能力に欠けると判断したときは、貸付希望者又は借受者に対し別途連帯保証人を立てさせることができることとします。

#### 4. 貸付決定・貸付金送金について

道社協は、提出書類をもって貸付けの可否を審査します。不明の点がある場合などは貸付希望者に問い合わせや追加書類の提出を求める場合もあります。

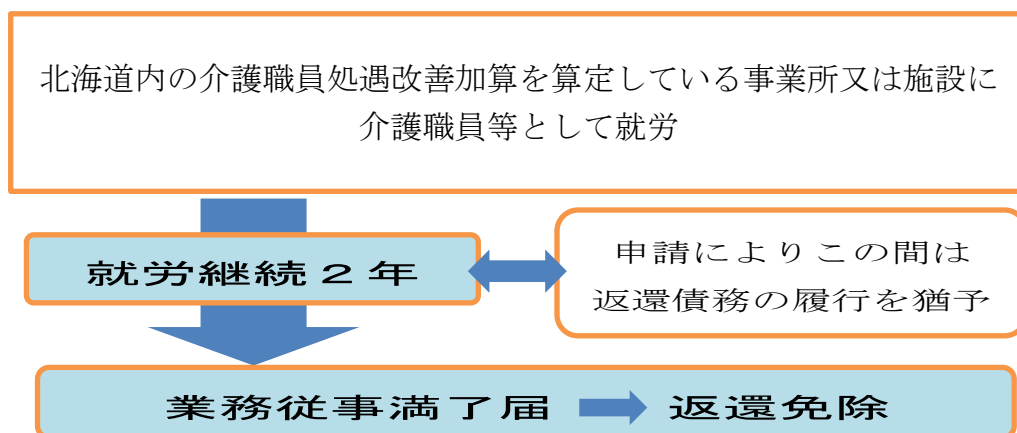
貸付決定後に必要書類の提出を受けてから、概ね10日程度で送金します。

### Ⅲ. 返還債務の免除について

#### 1. 返還債務の免除要件

借受者が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除します。

- (1) 北海道内の介護職員処遇改善加算を算定している事業所又は施設（5ページを参照）に、平成28年4月1日以降に介護職員等として再就職し、就労した日から北海道内において2年間<sup>[注6]</sup>の間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき。（この業務に従事する2年間は、返還債務の履行猶予申請を行うことにより貸付金の返還が猶予されます。）



※法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学<sup>[注7]</sup>、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由<sup>[注8]</sup>により返還免除対象となる上記の業務に従事できなかった場合は、返還免除対象となる2年間の就労継続期間には算入しませんが、引き続き返還免除対象業務に従事していることとして取扱います。よって、これら従事できなかった期間を除いて2年間就労継続して就労した場合に返還債務が免除となります。

[注6] 2年間とは、「在職期間が通算730日以上」であり、かつ、「業務に従事した期間（日数）が360日以上」を指します。なお、ホームヘルパー等の業務に従事した方に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとします。

[注7] 「他種の養成施設等における修学」とは、介護福祉士養成施設及び実務者研修施設卒業者が社会福祉士養成施設に修学することを指します。

[注8] 「その他やむを得ない事由」とは、例えば、育児休業等により返還免除対象業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合などが該当します。

※また、介護職員等としての就労を中断するに至った場合において、新たな就職先

を探している場合など、当該中断の生じた日から1年以内に再び介護職員等として就労することが確実に認められるときは、引き続き介護職員等の業務に従事しているものとみなしますが、返還免除対象となる2年間の就労継続期間には算入しません。よって、これら従事できなかった期間を除いて、当初の就労先と新たな就労先での介護職員等の業務への従事期間を合算して2年間の就労継続となった場合に返還債務が免除となります。

- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

## IV. 返還について

### 1. 返還が発生する事由

借受者が次のいずれかに該当する場合（他種の養成施設等における修学<sup>[注7]</sup>、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由<sup>[注8]</sup>がある場合を除く。）には、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

①借受者が次の事由により、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至り道社協が貸付契約を解除したとき

- ・虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき
- ・借受者又は連帯保証人の破産手続開始等により適正な債権管理ができないと認められるとき
- ・その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

②道内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき

③業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

### 2. 返還債務の履行の猶予

借受者に、他種の養成施設等における修学<sup>[注7]</sup>、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由<sup>[注8]</sup>がある場合、その事由が継続している期間は、申請することにより履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行が猶予されます。

### 3. 延滞利子

貸付金の返還が生じ返還期限までに返還できなかった場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5%の割合で計算した延滞利子を徴収します。（特別の事情があると認めるときは延滞利子の全部又は一部が免除されることがあります。）

## V. 北海道福祉人材センター・バンクの求職登録について

# 北海道福祉人材センター・福祉人材バンクの利用方法

各都道府県の福祉人材センターによって、求人への公開や紹介方法が一部異なります。詳しくは応募先の福祉人材センターにおたずねください。



### 利用方法

①

「福祉の職場で働きたい！」  
「資格はどのようにしたら取得できるの？」

と思ったら…

- 本センター・バンクへ来所してください。
- 福祉職場に関する資格、仕事等の相談に個別に応じます。
- 仕事をお探しの方は、センター・バンクへ利用方法について説明します。

#### 求職登録

- 求職票に必要事項を記入し、求職者登録をします。この際、履歴書などは必要ありません。
- 登録された方は、求人情報や資料の閲覧をすることができます。
- 現在、働いている方も求職登録できます。

#### 求人情報の提供

- 求人情報を閲覧・検索し、ご自身で条件に合う仕事を見つけてください。
- 日々、新しい求人が出ますので、積極的に情報収集することが大切です。※求人情報はセンター・バンクに来所して閲覧いただくことが原則です。その場合は、すべての求人情報を閲覧することができます。遠方等で来所が困難な場合は、電話でお問い合わせください。
- ご自宅から、ホームページ「福祉のお仕事」で、求人情報（ネット公開希望求人のみ）を検索することもできます。

#### 求人の紹介

- 希望する求人がありましたら、求人側と連絡をとり具体的な面接日時などを決定します。
- 面接等が決まりましたら、紹介状を発行します。
- 応募書類等については求人事業所の指示に従って郵送または面接時に提出して下さい。

#### 採用試験

書類選考、面接、筆記試験、適性試験など

採用

不採用・辞退

再び求職活動へ

※センター・バンクに結果連絡を入れてください。

### 利用方法

②

「どうしても、センター・バンクには求職登録しに行けない」

そんな方は…

- インターネットでも求人情報が閲覧できます。

Let's アクセス!!

### 求職者マイページ

マイページとメールで希望にあった情報をチェック!

POINT

「求職者マイページ」に登録すると、あなたの希望条件にあう求人票を毎日自動で検索します。

POINT

検索結果は、マイページからチェックでき、新着求人はメールでもお届けします

POINT

希望する地域の就職フェアやセミナー等のお知らせもメールでお届けします。



「福祉のお仕事」HP

<http://www.nw.fukushi-work.jp/>



社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

北海道福祉人材センター

福祉人材無料職業紹介所

011-272-6662 Fax.011-272-6663

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1 かねて2・7 3F

<http://www.dosyakyo.or.jp/jinzai/>

※月曜日～金曜日午前9時から午後5時まで（受付は午後4時30分まで）

※土曜日・日曜日・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。



### 全道6カ所の福祉人材バンク

全道6カ所にある福祉人材バンクは福祉人材センターと同様に求人・求職の取り扱い、相談業務を行っています。福祉人材センター・バンクには担当エリアがありますが、まずは、お近くの人材センター・バンクにお気軽にご相談ください。

①函館市社会福祉協議会

函館市福祉人材バンクTel.0138-23-8546

②旭川市社会福祉協議会

旭川市福祉人材バンクTel.0166-23-0138

③釧路市社会福祉協議会

釧路市福祉人材バンクTel.0154-24-1686

④帯広市社会福祉協議会

帯広市福祉人材バンクTel.0155-27-2525

⑤北見市社会福祉協議会

北見市福祉人材バンクTel.0157-22-8046

⑥苫小牧市社会福祉協議会

苫小牧市福祉人材バンクTel.0144-32-7111



## VI. 様式集

様式番号等	様式名
1-3号	離職介護人材再就職準備金 貸付申請書
17号	再就職準備金利用計画書
道社協①号	離職介護人材再就職準備金 実務経験証明書
道社協②号	離職介護人材再就職準備金 従事日数内訳証明書
道社協③号	離職介護人材再就職準備金 雇用証明書
—	「実務経験証明書」発行のお願い
—	離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の概要

様式はコピーしてご利用ください

## 離職介護人材再就職準備金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

貸付希望者	フリガナ		生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	氏名				
	連絡先	〒 ー		自宅	ー ー
				携帯	ー ー
		※転居予定の方は、転居先の住所も併せて記載して下さい。			
債務額	債務の有無				
	有 ・ 無				
	※ありの場合は、借入先・借入額・借入目的・借入開始日・残額・月々の返済額・滞納額を明記した書類を作成し、申込時に併せて提出して下さい。				
連帯保証人	フリガナ		生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	氏名			貸付希望者との関係	
	連絡先	〒 ー		自宅	ー ー
				携帯	ー ー
	負債の有無		債務整理の状況		
債務額	有 ・ 無		予定なし ・ 個人再生手続中 ・ 破産免責手続中		
	※ありの場合は、借入先・借入額・借入目的・借入開始日・残額・月々の返済額・滞納額を明記した書類を作成し、申込時に併せて提出して下さい。				
貸付希望金額		円 （20万円以内） ※千円未満は切り捨てして下さい。			
同意事項		1. 事業の目的を達成するために必要な範囲において、行政機関又はその他関係機関に個人情報を提供し、または、取得・共有すること。 2. 本資金は、審査の上、貸付の可否を決定するため、審査の結果、希望に添えない場合があること。 また、不承認になった理由は開示できないこと。			
上記について同意の上、介護職員として道内で再就職することを目的に再就職準備金の貸付を申請します。					
貸付希望者氏名				Ⓜ	
連帯保証人氏名				Ⓜ	

職 歴

就労期間	会社又は事業所名	所在地	業務内容

別記第 17 号様式（要綱第 15 関係）

再就職準備金利用計画書

平成 年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

以下のとおり、再就職準備金利用計画を提出します。

ふりがな 氏名	性別 男・女		生年月日	T・S・H 年 月 日
住所	〒 ー 日中の連絡先（自宅・携帯） ー ー メールアドレス			
保有資格等 ※ 該当する （ ）に○をつけ てください。	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 実務者研修 <input type="checkbox"/> 介護職員基礎研修 <input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修 <input type="checkbox"/> 訪問介護員（ホームヘルパー）1級		<input type="checkbox"/> 訪問介護員（ホームヘルパー）2級 <input type="checkbox"/> その他 [ ]	
介護職としての 実務経験	年 月			
貸付希望額	金 円 ※千円未満は切り捨ててください。			
借入の目的 ※ 該当する（ ）に ○をつけてくださ い。	<input type="checkbox"/>	子どもの預け先を探す際の活動費	円	
	<input type="checkbox"/>	介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費	円	
	<input type="checkbox"/>	靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費	円	
	<input type="checkbox"/>	敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用	円	
	<input type="checkbox"/>	通勤用の自転車又はバイクの購入費	円	
<input type="checkbox"/>	その他（ ）		円	
再就職予定年月日	平成 年 月 日			
直近の退職年月日 （介護職に限る。）	平成 年 月 日			
	本貸付については、北海道福祉人材センターへの離職したことについての届出が必要となりますが、届け出の状況について（ ）に○を付けて下さい <input type="checkbox"/> 届出済 <input type="checkbox"/> 届出していない → 北海道福祉人材センターに御連絡ください			

照会先

貸付事業について

北海道社会福祉協議会 北海道福祉人材センター  
TEL 011-272-6662

離職の届出について

北海道社会福祉協議会 北海道福祉人材センター  
TEL 011-272-6662

# 離職介護人材再就職準備金 実務経験証明書

北海道社会福祉協議会会長 様

施設または事業所  
所在地及び名称  
代表者職名・氏名

印

※証明印の無いものは無効

（ 交付担当者氏名  
連絡先電話番号 ）

下記の者の実務経験は以下のとおりであることを証明します。

証明年月日	平成 年 月 日	※本証明書を記載している日にちを必ず記入してください。
在勤時の氏名	生年月日※該当する年号に〇 昭和・平成 年 月 日生	
事業所または施設名		
施設または事業の 開始年月日 ※該当する年号に〇	昭和・平成 年 月 日	
施設または事業所の 種 別		
介護職員等の業務 従事期間 ※該当する年号に〇	昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日 ( ____年 ____月 ____日間)	
上記従事期間における 従事日数	日間	※従事期間中、実際に当該業務に従事した日数を記入してください (休日・病気・産休等で業務に従事しなかった日を除いた日数)
職 種	【職種】 上記の従事期間内において、介護職員処遇改善加算の算定要件とされる職種に従事	
	<b>【従事サービス】</b> ※介護職員処遇改善加算の算定要件とされる職種として、上記の従事期間内において従事したサービスにチェックを付けてください。 <input type="checkbox"/> (介護予防) 訪問介護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> (介護予防) 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> (介護予防) 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> (介護予防) 通所介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護 <input type="checkbox"/> (介護予防) 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> (介護予防) 認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 複合型サービス <input type="checkbox"/> (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 介護福祉施設サービス <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> (介護予防) 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 介護保健施設サービス <input type="checkbox"/> (介護予防) 短期入所療養介護 (老健) <input type="checkbox"/> 介護療養施設サービス <input type="checkbox"/> (介護予防) 短期入所療養介護 (病院等 (老健以外))	

## 証明書の交付担当者 様へ

- ① 証明書として無効な場合  
 （ 貸付希望者が自書したもの (個人開業者は除く)、証明者の公印 (職印・登記印) がないもの、施設または事業所名・従事期間・従事日数・職種・業務内容が不明なもの、訂正印がないもの、修正液の使用による修正等があるもの ）
- ② 内容は雇用関係書類 (契約書、シフト表、職員配置図等) や介護記録に基づき、正確に記入してください。
- ③ 交付担当者に記入内容の照会・確認をさせていただくことがあります。



## 離職介護人材再就職準備金 雇用証明書

職員の採用について下記の通り証明します。

- 被雇用者名 \_\_\_\_\_
- 生年月日      昭和      平成      年      月      日生
- 雇用形態      正社員    契約・派遣    期間雇用  
                  その他 ( \_\_\_\_\_ )  
※ [週当たりの労働時間 週 \_\_\_\_\_ 時間勤務]
- 採用年月日    平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 採用  
                  平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 勤務開始予定日
- 期間終了日    平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
                  ※雇用期間に定めのある場合は記載ください。
- 勤務場所      住      所 \_\_\_\_\_  
  
                  名      称 \_\_\_\_\_  
  
                  電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_
- 勤務内容      \_\_\_\_\_ 業務  
                  ※介護職員処遇改善加算の算定要件となる介護職員等の職種が貸付対象
- 介護職員処遇改善加算の取得状況    [ 取得している ・ 取得していない ]

平成      年      月      日

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_





## 離職した介護人材の再就職準備金 貸付申請の手引き

・発行日 平成28年10月

・発行 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる2. 7

TEL 011-241-3976